

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、全てのステークホルダー（利害関係者）の利益を重視し、信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を確保する等、コーポレート・ガバナンスの充実およびコンプライアンスの強化が最重要課題であると位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則 1-2-2】

当社は、株主が総会議案を十分検討できるよう、原則株主総会3週間前の招集通知発送に努めております。
招集通知の電子的公表については、招集通知発送当日にTDnetにより行っておりますが、今後、招集通知発送までに電子的公表を行うことを検討してまいります。

【補充原則 1-2-4】

議決権の電子行使については、株主・投資家の皆様の利便性も考慮しつつ、手続・費用等を総合的に勘案し、検討を進めてまいります。
招集通知の英訳につきましても、引き続き検討してまいります。

【補充原則 3-1-2】

当社の株主構成を踏まえ、英語での情報の開示を進めてまいります。

【補充原則 3-2-2】

1. 外部会計監査人と監査スケジュールを協議し、十分な監査時間を確保しております。
2. 外部会計監査人は、監査報告書の提出にあたり、経営陣幹部および社外監査役と面談を行います。
また、経営陣幹部は要請があった場合には面談を設定いたします。
3. (1) 外部会計監査人は、監査役と定期的に会合を開催し、情報の共有化を図っております。
(2) 外部会計監査人と内部監査部門は定期的に会合を開催し、情報の共有化を図っております。
4. 経理担当取締役が中心となり、調査を行い、その結果を報告する体制を構築しております。
なお、当社は現在、社外取締役を選任しておりません。外部会計監査人と社外取締役との連携につきましては、社外取締役の選任後に検討してまいります。

【補充原則 4-4-1】

監査役は、その責務を通じ、会社の透明・公正な意思決定を担保するとともに、会社の迅速・果断な意思決定が可能となる環境整備に努め、取締役または使用人に対し能動的・積極的な意見の表明に努めております。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席、取締役、使用人および会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を講じております。

また、監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を他の監査役、内部監査部門および会計監査人と共有するよう努めております。

常勤監査役は、監査の環境の整備および社内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証しております。

社外監査役は、積極的に監査に必要な情報の入手に心掛け、他の監査役と協力して監査の環境の整備に努め、代表取締役および取締役会に対して忌憚のない質問をし、または意見を述べております。

独立役員に指定された社外監査役は、他の監査役と協働して一般株主との意見交換等を所管する部署と情報の交換を図り、必要があると認めたときは、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役および取締役会に対して意見を述べております。

監査役会は、毎期策定する年度の監査役監査計画において、常勤監査役と社外監査役のそれぞれの特性を考慮した監査の分担を定め、監査を実施しております。

監査役会は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するよう取締役に対して適宜要請しております。

なお、当社は現在、社外取締役を選任しておりません。監査役または監査役会と社外取締役との連携につきましては、社外取締役の選任後に検討してまいります。

【原則 4-7】【原則 4-8】【補充原則 4-8-1】【補充原則 4-8-2】【原則 4-9】【補充原則 4-10-1】

当社は、現在、独立社外取締役を選任しておりません。当社の事業特性を踏まえた上で、適任の方を引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則 1-4】

当社の経営戦略・経営計画に基づき、事業の拡大、持続的な成長のためには、他社との事業関係強化が必要であると考えております。この観点から、銘柄を総合的に勘案し、保有しております。

また、議決権の行使については、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうかの視点で行っております。

【原則 1-7】

当社は、取締役との取引については、取締役会での審議・決議を要することとしております。
また、取引条件等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。
なお、主要株主等との取引については、市場価格、総原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

【原則 3-1】

1.経営理念、経営戦略、経営改革

当社は経営理念として、「わが社は「光」を基本テーマとして顧客ニーズを創造し、社会の進歩発展に貢献する」、「わが社は従業員が希望をもって描く夢の実現に向かって前進する」、「わが社は社会の一員として社会の共存共栄に資する」を定めております。
この経営理念の実現に向けて、当社は以下の3つを経営戦略・経営計画の軸にして、当社グループを通じて活動しております。

(1)お客様・市場ニーズを先取りした先端技術の開発と迅速な商品化を図り、タイムリーに魅力ある商品を提供する。

(2)高品質・安全性を追求するとともに、環境保全およびコンプライアンス強化を推進する。

(3)経営資源の確保と有効活用により、収益構造・企業体質の更なる強化を図る。

今後とも、交通産業のグローバル化の進展、ボーダーレスな企業間競争の激化が予測される中、1)世界をリードする技術と先進性 2)持続的成長 3)信頼される企業の3つをキーワードに、事業を展開してまいります。

2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

経営理念、経営戦略、経営計画の実現には、全てのステークホルダー(利害関係者)から信頼される企業であり続ける必要があるため、当社は、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性を図る等、コーポレートガバナンスの充実、およびコンプライアンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。

企業統治の体制につきましては、取締役会による経営の意思決定・監督、取締役による業務執行、監査役による業務執行の監査を行っております。

取締役会は取締役8名で構成され、原則月1回開催、取締役、監査役出席のもと、業務執行状況の報告、重要事項についての意思決定を行っております。

また、取締役会を補う機関として、常勤取締役にて構成される常務会(議長は社長)を、原則月3回開催、業務執行状況の報告、およびフォローを実施しております。

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は監査方針に従い取締役会への出席や、業務・財産の状況調査等を通じ、取締役の職務遂行の監査を行っております。

また、常勤監査役は常務会に出席するほか、重要な会議・委員会に出席、取締役の業務執行状況を監査しております。

3.取締役の報酬

当社の取締役の報酬は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会の決議による取締役報酬総額の範囲内で、会社の業績、経済情勢等を考慮し、取締役会において決定しております。

取締役の報酬は、会社業績、株主配当水準、他社の報酬水準、従業員の給与水準、といった定量的な要素に加え、役員の経営能力、功績、貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

4.取締役・監査役の選任・指名

当社では、取締役として株主からの経営の委任に応え、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を取締役候補者として選定する方針としております。

この方針に基づき、代表取締役の協議により取締役候補者の原案を作成して取締役会に提案し、取締役会において取締役候補者を決定しております。

監査役の選任につきましては、優れた人格並びに取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行できる見識と高い倫理観を有している人材を監査役候補者として選定する方針としております。

この方針に基づき、監査役会の同意を得た上で取締役会にて監査役候補者を決定しております。

5.個々の選任・指名

取締役候補者につきましては、それぞれの担当部門において重要な役職を務め、各担当業務はもとより当社業務全般に精通し、当社の業績および企業価値向上に大きく貢献している者を、取締役会にて選任・指名し株主総会にて選任の決議を頂いております。

社外役員につきましては、法律や財務に関する専門的知見を持つ社外監査役を候補者とし、同じく株主総会にて選任の決議を頂いております。

【補充原則 4-1-1】

当社の取締役会では法令・定款に定められた事項をはじめ、「取締役会規程」で規定されている事項に関して審議・報告決定を行っております。それ以外の事項については、規模や案件に応じて常務会規程や稟議規程に基づき決定しております。

【補充原則 4-11-1】

当社は、現在、取締役は8名で、迅速かつ適切な意思決定のためには適切な規模と考えております。それぞれの取締役は、各事業の経営に精通しており、その知識・経験・能力のバランスがとれた構成となっております。

取締役の選任にあたっては、代表取締役の協議により候補者の原案を作成し、取締役会において候補者の決定を行っております。

【補充原則 4-11-2】

当社の取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、合理的な範囲にとどめるよう努めております。

また、役員兼務状況については、毎年、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則 4-11-3】

取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要は、次の通りであります。

1.取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に基づき重要案件を適時・適切に審議しております。

2.事業年度の開始前に年間開催スケジュールについて社外を含めた取締役および監査役へ通知、出席しやすい日程としております。

活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。

3.取締役会では、管理・営業・技術・生産部門等の様々な事業部門の経験を持つ取締役に加え、法律や財務に関する専門的知見を持つ社外監査役から助言・提言を頂くなど、多角的な視点から経営課題について十分な審議時間を確保し、議論しております。

今後、更なる経営に関する最高意思決定機関としての機能強化、経営判断の迅速化等について改善を図り、取締役会の実効性を高めてまいります。

【補充原則 4-14-2】

当社は、役員就任者向けに必要な知識習得と役割・責務の理解の促進を図るためのトレーニングを実施するとともに、適宜、研修を行っております。

【原則 5-1】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、株主・投資家の皆様に正確な情報を公正に提供しつつ、建設的な対話を行い、長期的な信頼関係の構築に努めております。

- 1. 当社は、人事総務部を株主・投資家の皆様との対話を統括する部門とし、情報の収集・開示を統括する情報取扱責任者および担当者を人事総務部に配置、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。
 - 2. 当社は、事業報告書の発行やIR情報のホームページ掲載などにより、投資機会の促進と情報開示の充実に努めております。
 - 3. 経営に株主意見を反映するため、客観的に重要なフィードバック事項が発生した場合は、経営陣幹部や取締役会へ報告致します。
 - 4. 当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公正性を確保するために、沈黙期間を設定し、この期間中の決算に関わる対話を控えております。
- また、インサイダー取引管理規程にてインサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小糸製作所	20,794,485	50.00
KIホールディングス取引先持株会	2,401,000	5.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,110,998	2.67
株式会社三井住友銀行	1,046,250	2.52
株式会社三菱東京UFJ銀行	880,200	2.12
第一生命保険株式会社	735,000	1.77
KIホールディングス従業員持株会	638,751	1.54
TOTO株式会社	607,500	1.46
北愛知三菱自動車販売株式会社	572,000	1.38
日本生命保険相互会社	405,400	0.97

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	株式会社小糸製作所 (上場:東京) (コード) 7276

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

○親会社からの独立性の確保の状況

当社の親会社は株式会社小糸製作所であります。当社と親会社とは事業領域が異なり、売上高に占める親会社との取引額も軽微であるほか、経営方針や事業計画は当社独自に策定していることから独立性の確保は十分になされていると考えておりますが、当社の取締役会において、親会社の取締役を兼務する取締役が1名、親会社より出向の取締役が1名、親会社出身の取締役が3名、また監査役会において、親会社の取締役常務執行役員を兼務する監査役が1名いることから、親会社の経営に関する方針等が当社の取締役会の決定および監査役会の監査方針に影響を与える可能性があります。

○支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

上記にも記載のとおり当社と親会社とは事業領域が異なり、売上高に占める親会社との取引額も軽微であります。また、価格その他の取引条件については、親会社以外の取引先と同様の条件によっていることから、少数株主保護は確保できているものと考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人の会計監査には監査役も同席し、緊密に意見交換を行っております。
また、監査役は内部監査部門より監査計画、監査の方法および結果について定期的に報告を受けるほか、必要に応じて情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤 哲嗣	弁護士													
並松 晴行	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤 哲嗣	○	弁護士	弁護士としての法律専門家の視点を、当社の経営に対する監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、親会社、主要株主、主要取引先の出身者のいずれにも該当せず、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。
並松 晴行	○	税理士	税理士として企業の税務に精通しておられ、企業会計の知見が豊富であることから、その知見を当社の経営に対する監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、親会社、主要株主、主要取引先の出身者のいずれにも該当せず、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 更新

報酬のインセンティブ付けについては、業績等を鑑みて役員賞与を株主総会に諮ることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役へ支払った報酬: 158百万円(2015年9月期・実績)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役への報酬総額につきましては、月額25百万円以内としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートにつきましては、監査役室が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行

当社の経営にかかる意思決定は、取締役会によっております。

取締役会は取締役および監査役出席のもと毎月1回開催し、業務執行の報告、重要な意思決定を行っております。

また、その他にも常務会を設置し、取締役会を補う他、業務執行を行っております。

2. 監査・監督

監査役会は社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、各監査役は、取締役会の出席や業務監査等を通じ、取締役の職務執行を監査しております。なお、常勤監査役につきましては、前記の他、常務会等に出席しております。

また、会計監査人による毎月の会計監査があり、必要に応じて監査役と会計監査人の協議が行われております。

会計監査人は、明治アーク監査法人であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制につきましては、取締役会、監査役会、会計監査人が、それぞれ求められる機能を果たしております。

また、社外からの経営の監視につきましては、社外監査役が取締役会等に出席し、中立的かつ客観的な立場から積極的に発言するなどにより重要な意思決定等を監視し、その役割を果たしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案を十分検討できるよう、株主総会3週間前の招集通知発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	9月決算であることから定時株主総会は12月に開催しており、集中日に該当しておりません。
その他	株主総会において、株主からの質問に対し、単なる説明義務の範囲にとどまらず、誠心誠意回答するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、各種ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 人事総務部 総務課 IR担当役員: 取締役人事総務部長 若林 秀和	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	人事総務部の中に環境保全等に係る対策を所管する部署を設置し、廃棄物のリサイクルなどの環境保全活動を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方は、全てのステークホルダー（利害関係者）の利益を重視し、信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実及びコンプライアンスの強化が最重要課題であると位置付けております。

【内部統制システムの整備状況】

2006年5月度の取締役会において会社法の制定に基づく内部統制システムに関する基本方針を決議し、2015年10月度の取締役会において、整備状況を鑑み改定をいたしました。この決議に基づいて、以下に記載する既存の取組みを包含して整備を行っております。

・コンプライアンス

当社が最も重視するコンプライアンスにつきましては、企業倫理委員会において行動規範及び倫理規程を制定して社員に対する教育を実施しております。また、コンプライアンス宣言を行ない、内部通報制度を制定しております。

・品質管理

品質会議において品質の一元管理を行ない、また、全社においてISO9001を取得済みであります。

・環境管理

安全・衛生・環境を主管する部署が各種施策を行ない、また、主要事業所においてISO14001を取得済みであります。

・個人情報保護

個人情報保護方針を制定、全社員への教育を実施しております。

・リスク管理

災害等によるリスクを鑑み、対策マニュアルを作成済みであります。

また、海外事業におけるリスクを鑑み、輸出管理委員会を設置し、輸出に関する管理を行っております。

・安全衛生管理

安全衛生委員会が中心となり、労働災害その他の数値目標の策定、管理を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「小糸グループ憲章」、「企業倫理行動基準」及び「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、反社会的勢力には毅然とした態度で対応する旨を定めており、役員・社員はこれを遵守するよう徹底しております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は人事総務部を対応総括部署とし、平素から警察等の関連機関や地域団体、顧問弁護士との連携と情報収集に努めており、当社グループの主要拠点とは情報を共有し、反社会的勢力への対応方法の周知を図っております。

また、実際に要求等を受けた際には、上記機関等に相談して速やかに対処できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料】コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図

